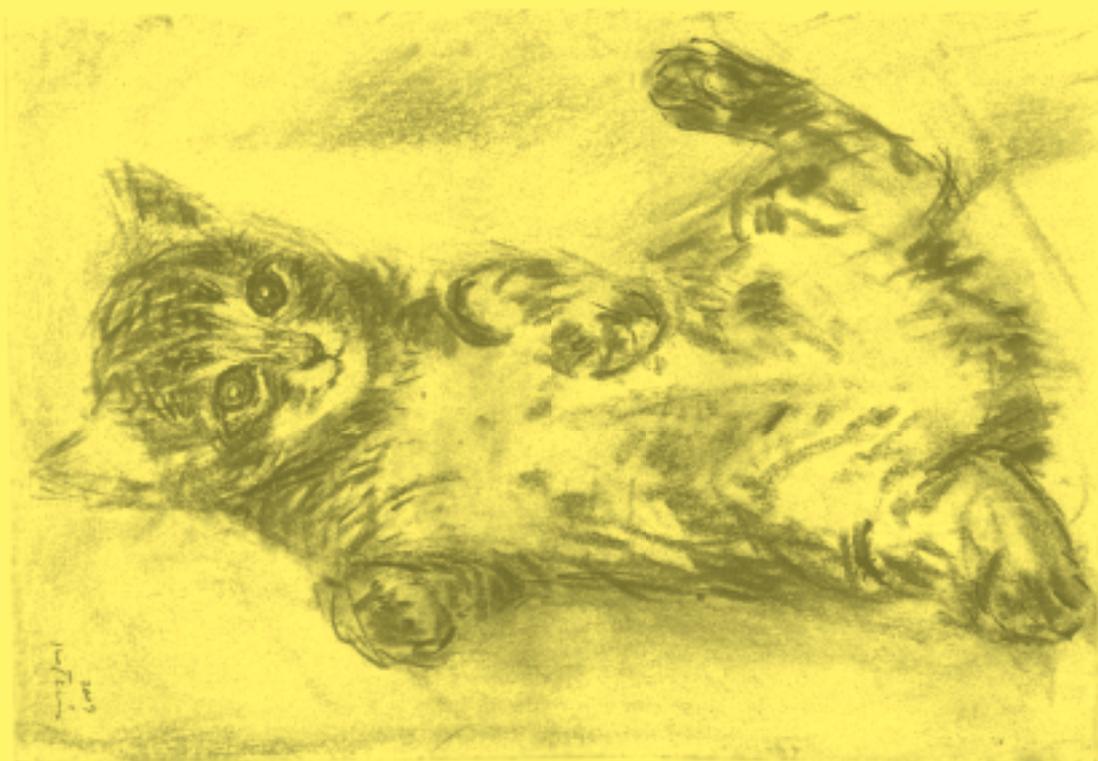


AJCE 会報

コンサルティング・エンジニア

特集：日豪交換研修報告



Vol.31 No.3

平成20年1月・新年号

倫理要綱

(協会の目的)

社団法人日本コンサルティング・エンジニア協会は、社会環境および自然環境に関して技術に立脚した公正なコンサルティング・サービスを提供する知的専門家であるコンサルティング・エンジニアの業務の発展、社会的地位の向上および職業倫理の確立を図り、もって持続可能で豊かな社会を目指して、科学技術及び産業の発展、社会の福祉、人類の健康と安全の増進ならびに海外との経済、技術および研究に関する協力の促進に寄与することを目的とする。

(前文)

第一条 会員が、ここに掲げる目的に沿って活動するように、倫理要綱を定める。

(社会的な責任の認識)

第二条 会員は、コンサルティング・サービスの成果が広く将来にわたって大きな影響を及ぼすことに鑑み、社会的な責任を強く認識しなければならない。

(顧客利益の擁護)

第三条 会員は、顧客に対し正当にして最善の利益を図るように努めなければならない。

二 会員は、顧客の利益に役立つと考えるときは進んで他の専門家と協力するよう努めなければならない。

(公正の維持)

第四条 会員は、コンサルタントが名誉ある職業であることを自覚し、公正な立場を維持しなければならない。

(独立性の維持)

第五条 会員の職務上の助言、判断または意思決定は、いかなる場合においても第三者または他の機関の影響を受けてはならない。

(業務報酬の公正)

第六条 会員の受ける業務報酬は、公正なものでなければならず、顧客より支払われる業務報酬のみを受け取るものとする。

(専門性の保持)

第七条 会員は、自己の専門分野を明確にしなければならない。

二 会員は、自己の専門外の事項を表示し、あるいは、自己の誇大な広告をしてはならない。また、専門外の業務を引き受ける等、業務遂行につき確信を持ってない業務に携わってはならない。

(秘密の保持)

第八条 会員は、業務上知り得た顧客の秘密を他に漏らし、または盗用してはならない。

(他者の業務の尊重)

第九条 会員は、他の会員あるいは同業者の名誉を傷つけ、またはそれらの業務を妨げるようなことをしてはならない。

(平成17年4月12日 第202回理事会制定)

巻頭言

日豪交流研修の新たなスタートを祝して

株式会社建設技術研究所
相談役

AJCE 元会長 名誉会員 梅田昌郎 01

シリーズ・FIDIC を知る

FIDIC 目標達成のための行動計画 後編

株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル
取締役

AJCE 理事・広報委員会委員長 遠藤信雄 訳 03

特集：日豪交換研修報告

新時代に入った豪州交換研修

株式会社建設技術研究所 管理本部副本部長
技術研修委員会副委員長 金井恵一

07

2007 年度日豪交換研修生受入報告

株式会社建設技術研究所 道路・交通部 部長 前田信幸

11

2007 年度 日豪交換研修生受入報告

いであ株式会社 東京支社 水圏グループ 小林雄介

13

YPEP-2007 に参加して

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 社会環境事業部 神田佑亮
株式会社オリエンタルコンサルタンツ 社会環境事業部
国際活動委員会 渡津永子

15

YPEP2007 Nathan Scott 氏との出会い

株式会社 長大 構造事業本部 東日本構造事業部 名古屋構造技術部 部長 加藤雅彦
株式会社 長大 構造事業本部 東日本構造事業部 構造計画2部 主任 大山満弘
株式会社 長大 社会計画事業本部 西日本社会計画事業部 社会・環境計画部 笠松扶美

18

2007 年度日豪交換研修生受入報告

株式会社森村設計 海外グループ 今野真希

22

ヤングサミットについて

株式会社日水コン 下水事業開発部
技術研修委員会幹事 秋永薫児

24

国際活動寄稿

FIDIC 年次報告書 2006-2007 版 (FIDIC Annual Review for 2006-2007) 抄訳

訳責：国際活動委員会 IFI 分科会 26

韓国協会 2007 年国際セミナー講演 (報告)

KENCA 2007 Professional Engineers Seminar in Jeju

株式会社建設技術研究所 常務取締役
AJCE 副会長 内村 好

29

シリーズ・FIDIC 契約約款の紹介

その1 FIDIC レインボー

AJCE 事務局 31

事務局報告

33

編集後記

34

巻頭言

日豪交流研修の新たなスタートを祝して

株式会社建設技術研究所 相談役
AJCE 元会長 名誉会員 **梅田昌郎**

「日豪交換研修」は、1995年の両国覚え書き調印を受けて、1996年から開始され、10年の実績を経て、2007年には、「新たな企画による日豪交流研修」として再出発しました。AJCE代表として1995年の覚え書きにサインをした者として、自分の子供が成長した様な嬉しさと懐かしさを覚えています。

当時の豪州は、永年に亘る英国重視の伝統から脱却して、アジア太平洋に軸足を移すことを国是としていました。その様な時代背景の下に開催されたFIDICシドニー大会において、ACEA（豪州CE協会）会長から次の様な申し入れを受けました。

「日本がアジアで実施しているODAプロジェクトに、日本のコンサルタントと組んで参加したいので、その旨の覚え書きをAJCEとの間で交わせないであろうか。また、その一環として、経験10年位の中堅技術者をホーム・ステイ形式で交換研修をさせられないだろうか。」

帰国後、種々の討論を経て、AJCE理事会は次の結論に達しました。

この覚え書きは一見、一方的に豪州に有利の様に思われるが、日本にとっても、次の様なメリットが考えられる。まず、日本のコンサルタントがODAプロジェクトを実施する際、エキスパートが不足して、国内外から補充することが度々ある。その中で、豪州は、技術的には国際的レベルに達しているし、給料は日本の半分位（当時）なので、良好な人材供給国と言える。

しかし、個人と契約すると、途中で勝手に帰国して了った例もある。一方、会社と契約していれば、技術者が何らかの都合で帰国しても、同程度の技術者を送り込んでくれる。日豪の会社同士で交換研修

をすることによって、向うの会社をよく知ることも出来るだろう。

また、日本のコンサルタントが海外で施工管理を行う場合、欧米ゼネコンとの組み合わせになると、毎週のようにクレーム・レターが来て、早急な対応が求められる。この交換研修によって、日本の中堅技術者がアングロ・サクソン流の契約方式を習得する機会も生まれよう。」

以上の様な結論を得て、覚え書きのドラフト作りに着手しました。ACEAは詳細な文言を希望しましたが、当方より、「初めから余り細かく規定すると、縛られるのを嫌う者も出て来る。当初は覚え書きの精神と基本方針のみを記し、上手く進んだ段階で、詳細な内容にする方がよい」と提案し、ACEAもおおらかに賛成してくれました。そして、3年ごとに内容を見直すことを明記しました。

この様な過程を経て、1995年8月のイスタンブール大会で最終合意に達し、10月14日、東京の全日空ホテルの最上階において、豪州側マクマラン貿易相、日本側池田科学技術庁審議官の立会いの下、ACEAケル会長とAJCE会長の小生が覚え書きにサインをしました。そして、この記事は翌日のシドニーの新聞に大々的に報道されました。

この覚え書きを受けて、1996年から毎年、交換研修が実施され、10年の実績を踏まえて、2006年のブタペスト大会において、内容の見直しと充実が図られ、2007年、「新たな企画による日豪交流研修」として再出発したことは、1995年当時の主旨と合致するものであり、感慨一入です。

後日談として、1997年、小生が日本技術士会々長として、WTOの方針による技術者資格の国際的相

互承認の問題と直面した際、この覚え書きを IEAust (豪州技術者協会) 会長に見せて、同様の覚え書きを交わし、日豪合作のドラフトを作成しました。このドラフトが APEC の基準となり、遂には EMF (Engineers Mobility Forum) という世界の基準として

採用されるに至りました。これも 1995 年の覚え書きの成果と思い、当時の AJCE、ACEA 両協会の幹部の方々に感謝すると同時に、新しい日豪交流研修が大きな実を結ぶことを願って止みません。



覚書サインの様子 全日空ホテル(東京)にて
左から 豪州マクマラン貿易相、ACEAケル会長、AJCE梅田会長、池田科学技術庁審議官

シリーズ・FIDICを知る

FIDIC 目標達成のための行動計画（後編）

株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル 取締役
AJCE 理事・広報委員会委員長 遠藤 信雄 氏

- 前号 (Vol.31 No.2 秋号) からのつづき -

【C】FIDIC の主な信条と全体を貫く理念は何か

目標5. 良い品質を推進する

顧客へサービス提供を行うとき、コンサルティング企業に課された最重要な特質は品質です。プロとしての能力と経験、および部下に対する訓練と経験、品質管理システム、管理能力、経理処理、業務資源の配分、プロとしての独立性、公平な報酬システム、それに誠実行動、コンサルタントはこれらを身につけていなければなりません。

行動計画

エンジニアリングサービスの調達にあたっては、品質はいくつかの要因に関係してきます。これらの要因は、プロジェクトの背景や目的などの理解と顧客の簡明な説明にもとづき、提案書提出指示書 (Request for Proposals、RFP) および業務仕様書 (Terms of Reference、TOR) 予算に応じ、コンサルタントが最善の価値をもたらすことを可能にします。まず、品質を維持する上で唯一効果的な手段である QBS (品質に基づいたコンサルタントの選定 Quality Based Selection) の採用を顧客に説得することがあげられます。

- ・ コンサルタントがプロジェクトの品質に与える大きな影響力、およびコンサルタントに対する控えめな報酬 (通常プロジェクトのライフサイクルコストの 1% にも満たない) の故に、コンサルタントを適切に選定すること (特に透明性の確保とコンサルタント選定への FIDIC ガイドラインの適用) が最も重要であることを顧客に助言する
- ・ 民間資金主導事業 (Private Finance Initiatives、PFIs) や、その他の形のコンセッションまたは民営化プロジェクトへの参画を含めて、コンサルタント

が他とは異なる特徴 (最も重要な責務が公共の福祉および顧客の最善の利益をもたらすことにあるプロフェッショナルであること) を有するが故に、信頼できる助言者 (Trusted Advisor) の役割にコンサルティング企業を配置する便益を顧客に助言する

コンサルティングサービスの調達者が事情に通じているとすれば、プロジェクトの理念を明確に認識し、技術的知識を共有しています。プロジェクト実施上の手法と調達プロセスをはっきりと理解し、プロジェクトを円滑に進めるためには承認申請に対してこれを承認するためにはどのくらいの時間がかかり、いつまで回答しなければいけないかを規定することに意味があることを知っています。支払い条件を明確に規定することの重要性および承認を求めて提出される方法論を理解しています。コンサルタントとコントラクターとの本質的な相違を認識しています。

- ・ 提案書提出指示書 (RFP) や業務仕様書 (TOR) の準備、コンサルタントの選定プロセス (提案書の提出、口頭試問等) あるいは選んだ企業との契約交渉を行うにあたり、会員企業の専門家や FIDIC 職員からプロジェクト事業者が便益を受けることができるように、ワークショップや出版物を通じて援助する
- ・ 特に損害責任および補償責任、稼働時の要求事項にかかわる限度を定める領域で、公正かつ合理的、保険を掛けるのに適した用語を RFP や TOR に用いることを顧客に奨励する。最善の企業は安全を見込んだ高い金額を入れることになり、しばしば保険の付保には役立たず、結果として顧客の利益にそぐわないこととなるような損害保証、合理的でない品質保証は規定しないよう働きかける

- ・ FIDIC 版顧客とコンサルタントとのサービス契約モデルを用いることを奨励する
- ・ 汚職に対しては寛容の余地を残さない方針を堅持する
- ・ 全ての会員企業に対して文書化した品質管理システム、持続的な改善の文化を確立し維持することを奨励し、顧客に対しては仕事を求める企業が文書化した品質管理システム保持しているのは当然としてこれを要求する便益を助言する。会員企業に対して、仕事の評価とサービスの品質とともに、顧客から時宜を得た正確なフィードバックを求めることを奨励する

最優先の関心事は、目的、および経済性と価値の適切性、持続性、効率性、誠実性、リスク管理、公共の福祉、公正かつ透明性のある手続きにしかるべき配慮をともなった、コンサルタントのプロフェッショナルサービス品質を適切に維持することにあります。

- ・ FIDIC が出版した Quality of Construction に採択されているように、品質を含めたコントラクター選定基準を用い、個々の具体的なプロジェクトに適した高品質の仕事をしたことが既に知られている工事コントラクターを選定するよう喧伝する
- ・ プロジェクトの品質向上に役立つと既に認められているプロジェクト管理手法および公式な意思伝達プログラムの使用を支援する
- ・ 望ましい成果品と品質の明確な定義に対して、およびプロジェクトの目的、意思決定の適用可能な事例（不必要な工事範囲の変更や調整を最小化できる）に矛盾のない迅速な意思決定プロセス（遅延を最小化できる）に対して利害関係者全てがコミットすることを支持する
- ・ 工事を監理し契約を履行するため、独立したコンサルタントを雇用者（Employer）の代理者として継続雇用することを喧伝する
- ・ FIDIC 建設工事標準契約を可能な限り広範囲に使用することを促進する
- ・ 安全衛生の適切な手順を全てのプロジェクト段階で用いることを支援する

- ・ プロジェクトを順調に進めるために役立つことが既に知られている（スケジューリング技法、原価管理、工事進捗報告等）適切な手法を用いることを支援する
- ・ プロジェクトの品質を改善することが既に知られているヴァリュエエンジニアリング、工事可能性レビュー、その他のプロジェクト監理技法を用いることを支援する
- ・ a) (特に既にサービス契約でプロジェクトへの派遣を約束している) 適切な資格を有する要員を時宜に応じて業務に選任できる能力、あるいは b) 総合的に見てプロジェクトの品質改善をはかると同時に遅れを最小限にできる能力、これらの能力を高めることができる仕事量管理システムを会員企業が導入することを奨励する

目標 6. 倫理規範と誠実行動に沿った業務遂行を積極的に促進する

FIDIC はコンサルティング産業の全ての局面で倫理的な業務実践の代表者であり、促進者でなければなりません。FIDIC はコンサルタントが汚職と戦うことを励まし、同じ努力をしている他の団体と協力しなければなりません。

行動計画

コンサルティング業務の公正管理コンセプトでは、汚職を招く行為を防止し誠実行動を奨励する効果的な手段として、入念に企画された内部システムをコンサルティング企業内に設けることが求められています。管理者層の全てのレベルと個々の従業員を巻き込み、汚職防止に焦点をあてた公正管理システム（Business Integrity Management System、BIMS）の実施を通じて、会員企業が誠実行動を約束し実行することを FIDIC は推奨します。

- ・ FIDIC 倫理綱領への準拠を強力に支持する
- ・ 業務誠実行動にかかわる FIDIC の方針声明の採択を全ての会員協会と会員企業に積極的に奨励する
- ・ 倫理的な水準と行動綱領が確実に遵守されるよう、全ての会員協会とその会員（企業および個人）と

ともに、手続きの開発と維持を推進する

- ・ 公正管理システムの開発と運営をとおして、会員協会とその会員企業による誠実行動と汚職防止へのコミットメントを奨励する
- ・ 適切な場合には、政府機関およびその他組織と共に汚職に反対する同盟を結成する
- ・ 利益相反に関するFIDICの方針声明を準備しコンサルティング産業の内外に広める
- ・ 会員協会とコンサルタントが汚職防止に立ち向かうことに役に立つ手段をさらに開発する

目標7. 持続可能な開発への関与を促進する

環境あるいは社会経済、リスク問題にかかわる微妙な問題を、結果としてよりよい解決が導かれるように、種々のプロジェクトやコンサルティング業務に組み込むことが可能な道筋をFIDICは明確に示すことにします。

コンサルティングエンジニアは環境が危険にさらされているという課題に向き合わなければなりません。プロフェッショナルとしての訓練と経歴から、コンサルティングエンジニアは環境の保全に向けて特別な役割と責任があります。

持続可能な開発、すなわち地球エコシステムに重大な変更をもたらさずに将来の世代にわたった長期的なニーズに適した開発を達成するためにコンサルタントはリーダーシップを果たさなければなりません。

持続可能性に向け、複数の分野を統合した達成手法の開発を伝統的なエンジニアリング能力の上に築いている会社があります。また、複数分野の要員から構成されたチームのそれぞれの専門能力を利用して高い付加価値を有した刷新的なサービスを提供する能力を高めることに成功している会社があります。

行動計画

インフラストラクチャーの整備、特に上下水道およびエネルギー、運輸、住宅の整備はエンジニアリング産業の領分です。多くの開発途上国は乾燥地帯あるいは半乾燥地帯にあり、これらの国々では需要に見合う水の供給および水質とその保全、開発による水セクタ

ーへの影響、リスクおよび脆弱性と持続性にかかわる側面が重要な課題であることを国際社会に伝えることをFIDICは目指しています。

- ・ 持続可能性のある開発の優先セクター (エネルギーおよび水、衛生、農村開発、農業)で、システム作りとインフラストラクチャプロジェクトとを計画、設計、管理、実施するそれぞれの段階で主要な役割を果たす機会を追求する
- ・ 新たな仕事の創出という便益がもたらされる可能性がある持続可能で創造的なプロジェクトとはどのようなものかを明確にする作業に積極的に関与する

既に定着している業務実施手法に持続可能な開発が有する社会的な特性と環境上の特性を組み込まなければなりません。総合管理手法と業務実務の双方を統合してプロジェクトの統合的な達成に適した種々の方法を創造することが目標です。

- ・ 持続可能性に付随して生じる時代の趨勢と市場の動因が顧客の事業実施にどのように影響する可能性があるかを顧客に助言・勧告し、種々の異なる状況にどのように適切に対応するか代替案を提供する
- ・ プロジェクトの初期段階で、持続可能性にかかわるスクリーニングに全てのプロジェクトが合格していなければならないこと、および詳細な環境調査はプロジェクトの実現性検討の一部として実施しておくべきことを顧客に助言する
- ・ 持続可能性のある調達手法と言うべき価格以外の要因 (品質や履行体制、工期、創意工夫、環境への影響) が業務発注基準に含まれる調達手法を開発し適用することに課題を先取りした役割を果たす
- ・ 工事段階での環境マネジメントにかかわる最善の業務実施手法の活用を推進し、持続可能性のある建設工事技術の提案を工事契約に関係している諸組織に奨励する
- ・ プロジェクト仕様書、あるいはいわゆる品質管理条項に詳述されているコントラクターによる環境関連義務の履行を監視することが顧客の便益になることを助言する

どんなプロジェクトでもこれを取り巻く環境の局面および経済的社会的な局面で持続可能性に影響を引き起こします。したがって、業務の実施とプロジェクトサイクルの諸々の段階、すなわち、プロジェクトの計画から評価、設計、実施、引き渡し、運営、プロジェクトの停止にいたるそれぞれの段階に、企業は持続可能性にかかわる事項を完全に組み入れなければなりません。

- ・ 持続可能な開発における2つ以上の重要事項を結びつける多次元的手法の開発に課題を先取りして取り組む。これらの手法の業務用アプリケーションをFIDIC会員が利用できるようにする
- ・ 環境影響評価と環境注意義務 (environmental due diligence) の質的向上をもたらす業務実施手法の開発を促進する

持続可能な開発に基本的な原理があることを主張する他に、プロジェクトの実施段階それぞれにおいて全ての利害関係者の関与をさらに推進したり、開発のための共通した長期的見通しを築いたりすることにより、世界規模の課題についてFIDICのリーダーシップを実際に示さなければなりません。

- ・ 持続可能な開発の促進に共に参加している諸機関との関係を育成する
- ・ 持続可能性に関するコンサルティング産業の取り組みを促進する地球サミットや国際会議に積極的に参加する

以上